



県章

群馬県報

平成24年
5月8日(火)
第8991号

目次

ページ

告 示

○道路の区域変更(道路管理課)	2
○同	2
○道路の供用開始(同)	2
○同	3
○兼用工作物の管理協議の成立(河川課)	3
○一般証紙の証紙売りさばき人の指定の告示の一部改正(会計課)	4
○同	4

公 告

○土地改良区役員の退任の届出(農村整備課)	4
○土地改良区清算人の就任の届出(同)	5

■ 告 示

◎群馬県告示第184号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県中部県民局前橋土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年5月8日

群馬県知事 大 澤 正 明

道路の種類	路線名	区 間	変更の 前後別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
県道	藤岡大胡線	前橋市富田町1200番の6地先から 同市茂木町799番の1地先まで	前	8.6～17.3	990.0
			後	15.4～24.6	995.0

◎群馬県告示第185号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県西部県民局安中土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年5月8日

群馬県知事 大 澤 正 明

道路の種類	路線名	区 間	変更の 前後別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
県道	一本木平小井 戸安中線	安中市上後閑字長源寺2860番の4 地先から同市同字柿平2677番の2 地先まで	前	5.5～22.0	104.7
			後	10.7～25.8	104.7
		安中市上後閑字岩ノ上1084番の1 地先から同市同字平六573番の1地 先まで	前	6.9～16.1	1051.3
			後	12.1～22.2	1051.3

◎群馬県告示第186号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県西部県民局安中土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年5月8日

群馬県知事 大 澤 正 明

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
県道	一本木平小井戸安中線	安中市上後閑字長源寺2860番の4地先から同市同字柿平2677番の2地先まで	平成24年5月8日
		安中市上後閑字岩ノ上1084番の1地先から同市同字平六573番の1地先まで	

◎群馬県告示第187号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県吾妻県民局中之条土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年5月8日

群馬県知事 大澤 正 明

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
県道	林岩下線	吾妻郡東吾妻町大字三島字三島山6649番の2地先から同郡同町大字同字武田井6599番の1地先まで	平成24年5月11日 午後1時

◎群馬県告示第188号

河川法（昭和39年法律第167号）第17条第1項の規定により、堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について協議が成立したので、次のとおり告示する。

その関係図面は、群馬県県土整備部河川課及び群馬県中部県民局前橋土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成24年5月8日

群馬県知事 大澤 正 明

一級河川 の 名 称	河川管理 施設の名称	河川管理 施設の位置	管理を行う者の 氏名及び住所 （法人にあつては、その 名称及び住所 並びに代表者の 氏名）	管 理 の 内 容	管 理 の 期 間	管理協定 締結の日
滝川	右岸堤防	右岸 前橋市川曲 町263- 10番地か ら同市同4	道路管理者 前橋市長 高木政夫 前橋市大手町 二丁目12番	(1) 道路専用施設（路面（路盤までの部分を含む。）、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）の新設（道路の附属物	平成24年 3月30日 から道路の 占用の存続 する日まで	平成23年 3月10日

		77-3番 地まで	1号	に係るものに限る。）、改築、維持及び修繕 (2) 路肩に接する法面で当該路肩から法長1mまでの範囲にあるものについての維持 (3) 原則として道路専用施設に係る災害復旧		
--	--	--------------	----	--	--	--

◎群馬県告示第189号

一般証紙の証紙売りさばき人の指定の告示（平成3年群馬県告示第355号）の一部を次のように改正し、平成24年4月1日から適用する。

平成24年5月8日

群馬県知事 大澤 正 明

「財団法人同愛会 前橋市昭和町三丁目39-15（群馬大学医学部附属病院内）」を「一般財団法人同愛会 前橋市昭和町三丁目39-15（群馬大学医学部附属病院内）」に、「社団法人群馬県畜産協会 前橋市亀里町1310（群馬県農協ビル6階）」を「公益社団法人群馬県畜産協会 前橋市亀里町1310（群馬県農協ビル6階）」に、「社団法人群馬県警備業協会 前橋市江田町80-6」を「一般社団法人 群馬県警備業協会 前橋市江田町80-6」に、「社団法人群馬県エルピーガス協会 前橋市大渡町一丁目10-7（群馬県公社総合ビル内）」を「一般社団法人群馬県LPガス協会 前橋市大渡町一丁目10-7（群馬県公社総合ビル内）」に、「社団法人群馬県計量協会 前橋市下大島町81-13（計量検定所内）」を「一般社団法人群馬県計量協会 前橋市下大島町81-13（計量検定所内）」に改める。

◎群馬県告示第190号

一般証紙の証紙売りさばき人の指定の告示（平成3年群馬県告示第355号）の一部を次のように改正し、平成24年4月20日から適用する。

平成24年5月8日

群馬県知事 大澤 正 明

「社団法人群馬県建設業協会伊勢崎支部 伊勢崎市上植木本町2731-4（伊勢崎建設会館）」を「社団法人伊勢崎土木建築業協同組合 伊勢崎市上植木本町2731-4（伊勢崎建設会館）」に改める。

■ 公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次のとおり土地改良区役員の退任の届出があった。

平成24年5月8日

群馬県知事 大澤 正 明

土地改良区名	理事 監事 の別	区 分	役 員 氏 名	住 所
伊与久南部	理 事	退 任	櫻井良衛	伊勢崎市境伊与久99番地
	同	同	宮崎善三郎	同 同 616番地2
	同	同	宮崎卓郎	同 同 733番地
	同	同	新井榮一	同 同 641番地2
	同	同	宮崎宏	同 同 甲673番地
	同	同	村岡一明	同 同 510番地
	同	同	宮崎高見	同 同 734番地1
	同	同	新井勲	同 同 629番地1
	同	同	宮崎敬治	同 同 722番地
	同	同	大谷愛治	同 同 787番地3
	同	同	深町正信	同 同 849番地1
	同	同	深町精一	同 同 852番地1
	同	同	星野勝司	同 同 948番地
	同	同	塩谷衛	同 同 702番地
	同	同	星野一郎	同 同 955番地
	同	同	櫻井宏衛	同 同 105番地
	同	同	新井啓司	同 境上武士278番地3
	同	同	栗原英一	同 同 356番地
	同	同	森村國雄	同 同 351番地
	同	同	永井一	同 同 355番地2
	同	同	石原惣一郎	同 境下武士1529番地1

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第16項の規定により、次のとおり清算法人伊与久南部土地改良区清算人の就任の届出があった。

平成24年5月8日

群馬県知事 大澤 正 明

土地改良区名	清算人 監事 の別	区 分	役 員 氏 名	住 所
伊与久南部	清算人	新 任	櫻井良衛	伊勢崎市境伊与久99番地
	同	同	宮崎善三郎	同 同 616番地2
	同	同	宮崎卓郎	同 同 733番地
	同	同	新井榮一	同 同 641番地2
	同	同	宮崎宏	同 同 甲673番地
	同	同	村岡一明	同 同 510番地
	同	同	宮崎高見	同 同 734番地1
	同	同	新井勲	同 同 629番地1
	同	同	宮崎敬治	同 同 722番地
	同	同	大谷愛治	同 同 787番地3
	同	同	深町正信	同 同 849番地1
	同	同	深町精一	同 同 852番地1
	同	同	星野勝司	同 同 948番地
	同	同	塩谷衛	同 同 702番地
	同	同	星野一郎	同 同 955番地
	同	同	櫻井宏衛	同 同 105番地
	同	同	新井啓司	同 境上武士278番地3
	同	同	栗原英一	同 同 356番地
	同	同	森村國雄	同 同 351番地
	同	同	永井一	同 同 355番地2
	同	同	石原惣一郎	同 境下武士1529番地1

毎週火、金曜日発行

発 行 群 馬 県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111